

### 先住民・在日外国人の子どもと教育

日本には、先住民としてアイヌ(数万人、北海道庁調査では道内に二万三三三〇人)・ウイルト(樺太から日本へ、数家族)がいます。今年(一九九四年)発効した「子どもの権利条約」第30条は少数民族先住民の子どもの「自己の集団の他の構成員とともに、自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰し、かつ実践し、または自己の言語を使用する権利」を保障しています。一九九三年は「国際先住民年」の取り組みが行われましたが、いまだに、アイヌ民族の固有の権利の保障はきわめて不十分で、差別と偏見がなくなっていない(表1)。すべての子どもがアイヌの歴史・文化を学ぶ機会をもち理解を深めるとともに、アイヌの子どもが民族の言語であるアイヌ語をはじめ、アイヌの文化・芸能を学習することを保障していかねばなりません。アイヌの子どもたちの学習権を保障するために、表1の例に示された格差の実態を克服する手だてが国や自治体に求められています。そのためには、政府はアイヌ新法(案)の制定と先住民条約の批准を行うべきです。

表2は一九九二年末の外国人登録です。一九九四年末には二〇〇万人を超える予想され、日本に住む人のうち約六〇人に一人が外国人となります。日本の朝鮮植民地支配の歴史

的背景をもつ韓国朝鮮籍が約七〇万人と一番多いのですが、中国・ブラジル・フィリピン・ペルーなどからのニューカマーと呼ばれる労働者の増加がここ数年めだっています。二〇歳未満の人口を見ると、韓国・朝鮮籍が全体の約三分の二で、その多くは日本で生まれ育った「在日」の子どもたちです。その約八六割が日本の学校に通っていますが、朝鮮学校(約一三三校)、韓国学校(約一校)で民族教育を受けている子もいます。ニューカマーの子どもでも増えて増加しているのは中南米に移住した日系人の子孫たちです。表3は、学校教育法に定める日本の学校に在籍する外国人籍の生徒数とその割合を示したものです(出身国の内訳は不明)。「純粋な」日本人以外の人々は表3のようにさまざまなタイプがあります。たとえば、国籍は日本人でも、異なった文化的背景の中で育てられて日本にきた中国帰国孤児の子どもには、日本語や日本の生活習慣の教育など特別の手だてが必要です。

今年発効した「子どもの権利条約」(第29条)や「移民労働者とその家族の権利条約」(日本未批准)等が求めているように、国籍が日本であるかを問わず少数民族の言語と文化の教育が保障されなければなりません。また、日本人の子どもたちは、血統・国籍・文化の異なるさまざまな人々の特質を理解し尊重する気持ちを育て、マイノリティに対する差別・いじめ等をなくし、身近なレベルでも、社会・国のレベルでも人権が尊重されともに生きる関係を実現していく必要があります。

表1 北海道のアイヌの実態

北海道生活福祉部「北海道ウタリ生活実態調査」(1993年実施)

生活保護率：市町村全体	1.64%	アイヌ	3.88%
進学の実態	市町村の進学率	アイヌの進学率	(進学に対する親の希望)
高校進学	96.3%	87.4%	
大学進学	27.5%	11.8%	(43.0%)
アイヌ語の会話ができる	0.8%		
アイヌ語の会話が少しできる	5.4%	(計6.2%)	

- アイヌの差別体験
1. 差別を受けたことがある 7.3%
  2. 自分に対してはないが他の人が受けたのを知っている 10.1%
  3. 差別を受けた事がない 62.0%
  4. わからない・無回答 20.6%
1. 2. の差別を受けた場面
- |        |             |
|--------|-------------|
| 学校で    | 42.0%       |
| 結婚のことで | 23.2%       |
| 職場で    | 17.9% (以下略) |

表3 1993年度外国人生徒在籍人数

	総生徒数 a	外国人生徒数 b	外国人の割合 b/a
小学校	8,768,881	50,333	0.57%
中学校	4,850,137	25,940	0.53%
高等学校	5,010,472	15,575	0.31%
盲学校	4,773	28	0.59%
聾学校	7,842	20	0.26%
養護学校	75,426	217	0.29%
幼稚園	1,907,110	3,738	0.20%
	20,624,641	95,851	0.46%

文部省「平成5年度学校基本調査報告書」より

表4 日本人から非日本人までの類型

日本民族の血	日本国籍	主に日本語・日本文化により人格形成	具体例
+	+	+	「純粋な」日本人
+	+	-	中国帰国孤児、帰国子女(の一部)
-	+	+	同化させられたアイヌ民族
-	+	-	日本人と結婚した外国人女性
+	-	+	日系1世、海外に帰化した(元)日本人
+	-	-	日系3世、中国残留孤児(在中国)
-	-	+	民族教育を受けていない在日朝鮮・韓国人
-	-	-	アジア系外国人労働者

福島安則(1993)「在日韓・朝鮮人」(中公新書)を参考に作表

表2 外国人登録人口 (1992年12月末現在)

国籍(出身地)	総数	%	20歳未満				20歳未満全体	20歳未満同国人比	20歳未満国籍内訳
			0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳			
1 韓国・朝鮮	688,144	53.7	27,842	37,433	44,666	52,529	162,470	23.6%	67.2%
2 中国	195,334	15.2	5,528	5,901	5,680	6,390	23,499	12.0%	9.7%
3 ブラジル	147,803	11.5	5,082	4,075	3,169	12,997	25,323	17.1%	10.5%
4 フィリピン	62,218	4.9	1,158	854	657	1,154	3,823	6.1%	1.6%
5 米国	42,482	3.3	1,754	1,774	1,513	1,596	6,637	15.6%	2.7%
6 ベルギー	31,051	2.4	1,087	972	691	1,488	4,238	13.6%	1.8%
7 英国	12,021	0.9	496	329	312	275	1,412	11.7%	0.6%
8 タイ	10,460	0.8	203	71	73	380	727	7.0%	0.3%
9 ベトナム	6,883	0.5	660	609	556	514	2,339	34.0%	1.0%
*無国籍	1,502	0.1	138	48	32	29	247	16.4%	0.1%
*[アジア全体]	1,000,673	78.1	36,760	46,012	52,463	62,059	197,294	19.7%	81.6%
総数	1,281,644	100.0	47,146	54,715	59,348	80,479	241,688	18.9%	100.0%

法務省入国管理局「在留外国人統計」(1993)より作成